

除雪対策本部からのお知らせ

■快適雪国生活10か条

寒い雪の季節にこそ、お互いの「心の温かさ」が必要です。
次の10か条を守り、みんなで助け合って、冬を快適に乗り越えましょう。



- ①除雪の妨げになる路上駐車は絶対にやめましょう
- ②危険！作業中は除雪機械に近寄らないでください
- ③側溝の蓋を開けたら、雪捨て後に閉めましょう
- ④高齢者やひとり親世帯等、除雪に困っている方には近所で協力しましょう
- ⑤作業中の除雪機械には道を譲ってください
- ⑥道路にはみ出した枝や植木、看板等は撤去してください
- ⑦消火栓、ごみステーションの前の除雪は町内会で協力して行ってください
- ⑧除雪機械通過後の雪の片付けはお互いに協力して行ってください
- ⑨道路・消雪道路への雪の排出はやめてください
- ⑩屋根の雪下ろしは命綱を付けて行い、通学路・道路に面したつらは早目に取りましょう

■除雪対策本部から

■ご理解をお願いします

市では、通勤・通学や緊急車両の走行のために除雪を行っています。
除雪は、積もった雪を道路の両側に積み上げる作業となるため、皆さんのご自宅等の玄関や車庫の前に雪を置くことになります。このため、「出入口を塞がれた」等の苦情が寄せられることがあります。
できるだけ効率的に作業するよう努めますので、除雪された雪の後片付けは各家庭で行っていただくよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■もしも地吹雪で動けなくなったときは

車を置いて避難するときは、除雪や救助の妨げにならないように、連絡先を書いたメモ等を車内に置き、車の鍵は付けたままにしておきましょう。

■除雪の基準等

■除雪の基準

道路に10cm以上の降雪がある場合、または午前7時まで10cm以上の降雪が予想される場合を基本としています。
除雪は国道・県道に接続する主要幹線市道から順に進めます。早朝から始め、できるだけ早い時間に完了するよう努めます。

■道路除雪以外の対策

地吹雪対策として防雪柵を設置します。また、凍結が予想される幹線道路の上り坂や橋及び主要交差点等に凍結抑制剤を散布します。

■問合せ

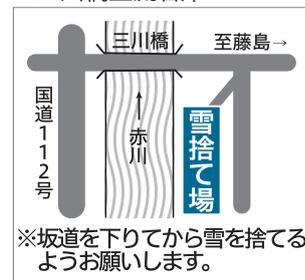
市道の除雪については、その市道を管轄している本所または各地域庁舎除雪対策本部へ。
※国道は鶴岡国道維持出張所 ☎22 - 4739 または月山国道維持出張所 ☎57 - 5011 へ。
※県道は庄内総合支庁道路計画課 ☎66 - 2111 へ。



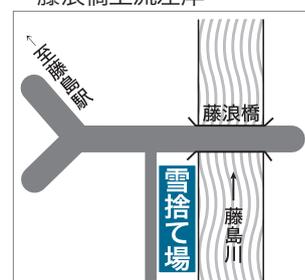
除雪に関する情報は
こちらから

■雪捨て場情報

▼鶴岡地域
三川橋上流右岸



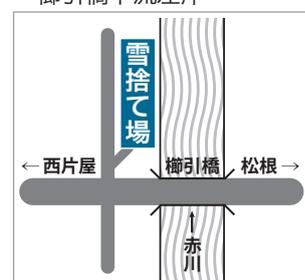
▼藤島地域
藤浪橋上流左岸



▼羽黒地域
羽黒町手向



▼櫛引地域
櫛引橋下流左岸



※藤島・羽黒・櫛引地域の雪捨て場は家庭用です。業者の方は捨てないでください。